

ふるさと香取応援寄附金返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用により香取市の魅力発信、地元特産品等のPR及び販路拡大、地域産業の活性化との相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提案していただける協力事業者を募集する。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内に事業所等(本店、支店は問わない。)がある企業・団体または個人事業者(以下「事業者等」という。)であること。ただし、本市のPR及び市内事業者の販路拡大に繋がると認められ(当該事業者が求める場合等)、かつ、市内で製造、加工された返礼品又は市内で体験できるサービスを提供する事業者等は、この限りでない。
- (2) 各種法令等を遵守し事業を行っていること。
- (3) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。
- (4) 代表者等が、香取市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 市税等の未納がないこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、以下の(1)から(4)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市の魅力発信やイメージアップ、特色を体感できるものであること。
- (2) 以下の①から④のいずれかに該当するものであること。
 - ① 市内で生産された農畜産物等であること。
 - ② 市内で製造、加工された食品・製品等であること。
 - ③ 市内で栽培、育成、採取等された原材料を使用しているもの。
 - ④ 市内で体験、提供できるサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものはこの限りではない。
- (4) 食料品の場合は、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保障されるものであること。

4 返礼品の価格

- (1) 協力事業者が提供する返礼品の価格は、消費税及び梱包料を含め、寄附金額の3割以下とする。ただし、送料を除く。(送料は香取市負担)
- (2) 寄附金額は、返礼品の価格に基づき、協力事業者と協議のうえ、市が決定する。

5 協力事業者の役割

協力事業者は返礼品の発注があり次第、返礼品の手配及び梱包し発送準備をする。

6 提案方法

「ふるさと香取応援寄附金返礼品企画提案書」(以下「企画提案書」という。)に必要事項を記入し、以下の資料を添付し提出すること。

- (1) 会社概要及び返礼品の概要がわかる資料(パンフレット等)
- (2) 返礼品の画像データ(ファイル形式 JPG、サイズ 3MB 以下)
- (3) 市税等の未納がないことを証明する書類(最新の完納証明書、納税証明書等)

7 選考方法

市において本要項に基づき企画提案書等の内容を総合的に審査し、協力事業者及び返礼品の採択を決定するものとする。

8 契約

市は、ふるさと香取応援寄附金事業の効果的な事業推進のため以下の業者を事務委託業者として指定しており、返礼品の採択が決定した協力事業者については返礼品の手配、配送等に関する事項について事務委託業者と契約するものとする。

【事務委託業者】

株式会社 さとふる

住所: 〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン 13F

電話番号: 03-6262-7415 ファックス: 03-6262-6146

9 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、香取市個人情報保護条例(平成18年条例第16号)及び関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、返礼品の発送時に限り、パンフレット等の販促物を同梱することは妨げない。

10 その他

- (1) 提案できる返礼品は、原則として、1協力事業者につき20点までとする。ただし、市及び市の事務委託業者に特別に認められた場合はその限りではない。
- (2) 提案事業者は、あらかじめ提案した返礼品を変更又は辞退する場合は、速やかに市へ届け出るものとする。
- (3) 市は、既に決定した返礼品及び協力事業者が、本要項2及び3に該当しないと認めるときは、その決定を取り消すことができる。

11 問い合わせ・提出先

香取市 企画政策課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-50-1206

ファクス 0478-52-4566

Eメール seisaku@city.katori.lg.jp